

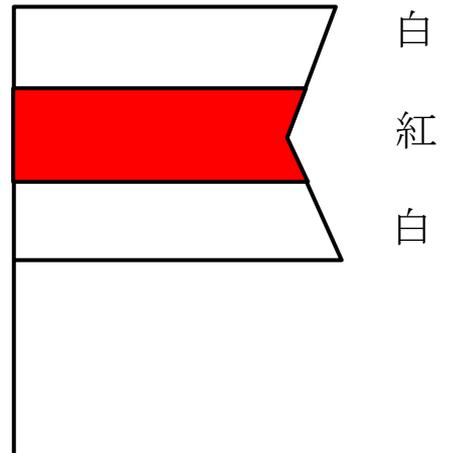
第四管区海上保安本部公示第 23 号

水路業務法第 8 条に基づき次のとおり公示する。

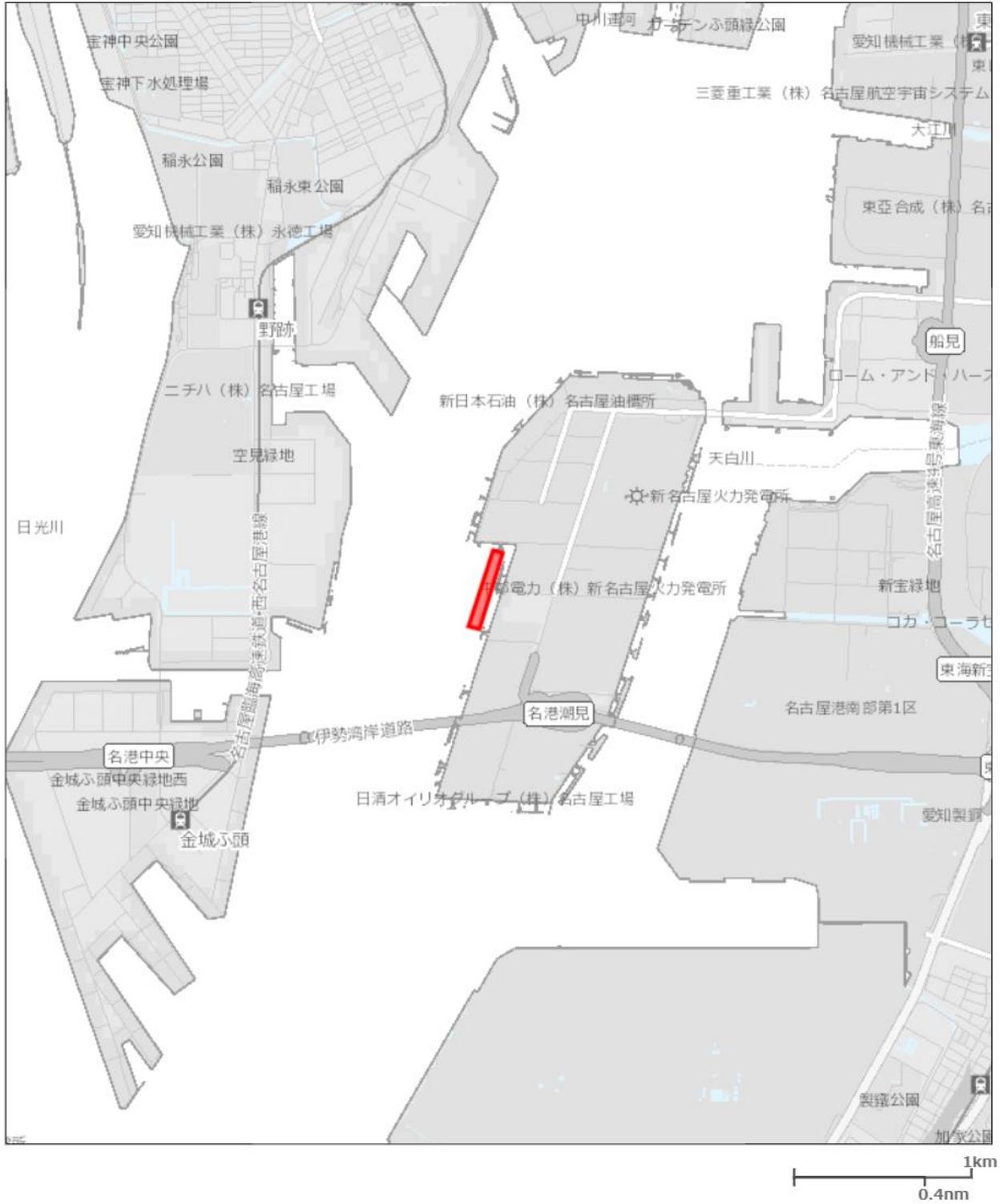
令和 6 年 8 月 20 日

第四管区海上保安本部長（公印省略）

- 1 水路測量を実施する者の名称及び住所  
名古屋港管理組合管理者 愛知県知事 大村 秀章  
愛知県名古屋市港区港町 1 番 1 1 号
- 2 水路測量を実施する区域及び期間  
別図に示すとおり  
令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 9 月 13 日（うち 3 日間）
- 3 水路測量の実施方法  
GNSS による測位、音響測深機による測深。
- 4 航行船舶に対する措置
  - (1) 測量船は、水路業務法第 17 条に基づき、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲げる。
  - (2) 四管区水路通報による周知。



# 別図



調査区域

海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を元に作図